

条例制定改廃調書
条例改正に伴う新旧対照表

令和5年

奈良市議会9月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市まち・ひと・しごと創生基金条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 本市におけるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に必要な資金を積み立てるため、奈良市まち・ひと・しごと創生基金を設置する。
3 制定改廃の理由	<p>・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業において、受領した寄附金は、当該受領した年度の事業に充当し、寄附額は、その事業費の範囲内とすることが原則とされている。しかし、基金を設置することで、翌年度以降の事業に対する寄附が可能となる。</p> <p>企業はその年の経営状況によって寄附可能額が大きく変動することから、基金を設置し、企業の寄附額や寄附時期の意向に可能な限り対応できる体制を整えることで、寄附機会の拡大を図るため。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 総合政策課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第74号） 	4 制定改廃の概要	1. 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給していた、防疫等業務手当の特例措置を廃止する。（附則第4項、第5項関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月27日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表された。これに伴い、上記の省令改正が行われ、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなったため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="197 304 286 336">附 則</p> <p data-bbox="114 352 255 384">1～3 略</p> <p data-bbox="136 400 1115 480">(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等業務手当の特例)</p> <p data-bbox="114 496 1115 799">4 職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第18条の規定は、適用しない。</p> <p data-bbox="114 815 1115 895">5 前項の手当の額は、日額4,000円を超えない範囲内において規則で定める。</p>	<p data-bbox="1205 304 1294 336">附 則</p> <p data-bbox="1122 352 1263 384">1～3 略</p>

条例制定改廃調書

1 名称	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。） ・生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の公布について（令和5年6月14日付生食発0614第2号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知） 	4 制定改廃の概要	1. 改正法の施行に伴う引用条文の整理等を行う。 (1) 奈良市手数料条例（第1条による改正） (2) 奈良市興行場法施行条例（第2条による改正） (3) 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例（第3条による改正）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法（事業譲渡に係る手続きの整備等の措置を講ずるもの。）の施行に伴い、引用条文の整理、根拠条項の追加、許可申請手続きの整備を行うため。 		
5 施行期日	改正法の施行の日	所管部課	健康医療部 保健所 保健衛生課

奈良市手数料条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行				改正案			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
117	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請手数料	旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項 _____の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき 7,400円	117	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請手数料	旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき 7,400円
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

奈良市興行場法施行条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。<u>ただし、同項の許可を受けて興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)</u>が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第3号から第5号までに掲げる事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨</u></p> <p>2 前項の申請書には、興行場の構造設備を明らかにした図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。<u>ただし、営業者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、当該興行場の構造設備を明らかにした図面その他規則で定める書類のうち変更がないものの添付を省略することができる。</u></p> <p>(衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による営業者 <u> </u>が講じなければならない入場者の衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の申請書には、興行場の構造設備を明らかにした図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)<u> </u>が講じなければならない入場者の衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
<p>(清純な施設環境を保持すべき施設等)</p> <p>第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項 _____において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項 _____において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(宿泊の拒否の事由)</p> <p>第9条 法第5条第3号 _____に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(清純な施設環境を保持すべき施設等)</p> <p>第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び 第3条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 法第3条第4項(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4 第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(宿泊の拒否の事由)</p> <p>第9条 法第5条第1項第4号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 条例別表に規定する、特定非営利活動法人奈良芸能文化協会について、指定の更新を行うため、控除対象となる寄附金の支出の期間を令和5年10月1日から令和10年9月30日までとする。(別表関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例別表に規定する、特定非営利活動法人奈良芸能文化協会について、控除対象となる寄附金の支出の期間の更新時期が令和5年9月30日に到来することとなり、当該団体が期限の更新を申請したため所要の改正を行うもの。 		
5 施行期日	令和5年10月1日	所管部課	市民部 地域づくり推進課

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表			別表		
名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間	名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間
特定非営利活動法人奈良芸能文化協会	奈良市西大寺東町二丁目4番1号	平成30年10月1日から令和5年9月30日まで	特定非営利活動法人奈良芸能文化協会	奈良市西大寺東町二丁目4番1号	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例																	
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 利用料金制を導入する。(第7条関係)</p> <p>2. 利用料金制の導入に当たり、利用料金の額を見直し上限を定める。(別表関係)</p> <p>(改正後)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">宿泊利用料金(宿泊室)(1泊当たり)</th> <th style="width: 15%;">宿泊利用料金(ロッジ)(1泊当たり)</th> <th style="width: 15%;">宿泊利用料金(キャンプサイト)(1泊当たり)</th> <th style="width: 15%;">日帰り利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳から18歳まで</td> <td>円 400</td> <td>円 350</td> <td>円 100</td> <td>円 50</td> </tr> <tr> <td>19歳以上</td> <td>1,200</td> <td>1,000</td> <td>400</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市内に住所を有する者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定めるそれぞれの額に2を乗じて得た額を限度とする。</p>	区分	宿泊利用料金(宿泊室)(1泊当たり)	宿泊利用料金(ロッジ)(1泊当たり)	宿泊利用料金(キャンプサイト)(1泊当たり)	日帰り利用料金	3歳から18歳まで	円 400	円 350	円 100	円 50	19歳以上	1,200	1,000	400	200
区分	宿泊利用料金(宿泊室)(1泊当たり)	宿泊利用料金(ロッジ)(1泊当たり)	宿泊利用料金(キャンプサイト)(1泊当たり)	日帰り利用料金														
3歳から18歳まで	円 400	円 350	円 100	円 50														
19歳以上	1,200	1,000	400	200														
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年野外活動センターの使用料について、提供するサービスの魅力や価値を高めることを目的として、利用料金制を導入するため所要の規定の整備を行うもの。 																	
5 施行期日	令和6年7月1日	所管部課	教育部 地域教育課															

奈良市青少年野外活動センター条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(指定管理者)</p> <p>第3条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) センターの<u>使用承認及び使用制限</u>に関すること。</p> <p>(3) センターの<u>施設又は附属設備</u>(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(指定管理者)</p> <p>第3条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) センターの<u>利用承認及び利用制限</u>に関すること。</p> <p>(3) センターの<u>施設及び附属設備</u>(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。</p> <p>(4) 略</p>
<p>2 略</p> <p>(使用者の範囲)</p>	<p>2 略</p> <p>(利用者の範囲)</p>
<p>第4条 センターを<u>使用</u>することができる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>第4条 センターを<u>利用</u>することができる者は、次に _____ 掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(使用の承認)</p>	<p>(利用の承認)</p>
<p>第5条 センターを<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。</p>	<p>第5条 センターを<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。</p>
<p>2 略</p> <p>(使用の不承認)</p>	<p>2 略</p> <p>(利用の不承認)</p>
<p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>使用</u>の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営利又は宣伝を目的として<u>使用</u>するとき。</p> <p>(3) <u>施設又は附属設備</u>(以下「施設等」という。)をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p>	<p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用</u>の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営利又は宣伝を目的として<u>利用</u>するとき。</p> <p>(3) <u>施設等を毀損し</u> _____、又は滅失するおそれがあるとき。</p>

現行	改正案
<p>(4) 略 <u>(使用料)</u></p> <p>第7条 センターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>別表に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第8条 市長は、使用者が公用又は公益の目的のためセンターを使用する場合で、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。</p> <p><u>(使用承認の取消し等)</u></p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の承認を取り消し、<u>使用</u>を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2 前項の規定により<u>使用</u>の承認の取消し等を受けた者に生じた損害について</p>	<p>(4) 略 <u>(利用料金)</u></p> <p>第7条 センターの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、<u>センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、市長の承認を得て利用料金の額を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p>第8条 指定管理者は、市長が別に定める理由があると認めるときは、<u>利用料金を減免することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の還付)</u></p> <p>第9条 <u>既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(利用承認の取消し等)</u></p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その<u>利用</u>の承認を取り消し、<u>利用</u>を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 承認を受けた利用目的以外に利用したとき。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2 前項の規定により<u>利用</u>の承認の取消し等を受けた者に生じた損害について</p>

現行	改正案																																																												
<p>ては、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。 (原状回復義務)</p> <p>第10条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は前条第1項の規定により使用の承認を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。 (損害賠償)</p> <p>第11条 使用者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれらを原状に回復しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 略</p> <p>別表(第7条関係)</p>	<p>ては、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。 (原状回復義務)</p> <p>第11条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。 (損害賠償)</p> <p>第12条 利用者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれらを原状に回復しなければならない。 (利用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第13条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (委任)</p> <p>第14条 略</p> <p>別表(第7条関係)</p>																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>児童</th> <th>青年</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">宿泊(1人1泊につき)</td> <td>宿泊室</td> <td>円 400</td> <td>円 500</td> <td>円 600</td> </tr> <tr> <td>ロッジ</td> <td>350</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>キャンプサイト</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">日帰り(1人につき)</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考</td> </tr> </tbody> </table>	区分		児童	青年	一般	宿泊(1人1泊につき)	宿泊室	円 400	円 500	円 600	ロッジ	350	400	500	キャンプサイト	100	150	200	ト				日帰り(1人につき)		50	70	100	備考					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>宿泊利用料金(宿泊室)(1泊当たり)</th> <th>宿泊利用料金(ロッジ)(1泊当たり)</th> <th>宿泊利用料金(キャンプサイト)(1泊当たり)</th> <th rowspan="2">日帰り利用料金</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳から18歳まで</td> <td>400</td> <td>350</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>19歳以上</td> <td>1,200</td> <td>1,000</td> <td>400</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="5">市内に住所を有する者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定めるそれぞれの額に2を乗じて得た額を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊利用料金(宿泊室)(1泊当たり)	宿泊利用料金(ロッジ)(1泊当たり)	宿泊利用料金(キャンプサイト)(1泊当たり)	日帰り利用料金	円	円	円	3歳から18歳まで	400	350	100	50	19歳以上	1,200	1,000	400	200	備考					市内に住所を有する者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定めるそれぞれの額に2を乗じて得た額を限度とする。				
区分		児童	青年	一般																																																									
宿泊(1人1泊につき)	宿泊室	円 400	円 500	円 600																																																									
	ロッジ	350	400	500																																																									
	キャンプサイト	100	150	200																																																									
	ト																																																												
日帰り(1人につき)		50	70	100																																																									
備考																																																													
区分	宿泊利用料金(宿泊室)(1泊当たり)	宿泊利用料金(ロッジ)(1泊当たり)	宿泊利用料金(キャンプサイト)(1泊当たり)	日帰り利用料金																																																									
	円	円	円																																																										
3歳から18歳まで	400	350	100	50																																																									
19歳以上	1,200	1,000	400	200																																																									
備考																																																													
市内に住所を有する者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定めるそれぞれの額に2を乗じて得た額を限度とする。																																																													

現行	改正案
<p>1 「<u>児童</u>」とは、<u>幼稚園児、小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者並びにこれらの指導者及び引率者をいう。</u></p> <p>2 「<u>青年</u>」とは、<u>児童以外の青少年及びこれの指導者及び引率者をいう。</u></p> <p>3 「<u>一般</u>」とは、<u>26歳以上の者をいう。</u></p> <p>4 <u>使用者が本市住民以外の者である場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。</u></p>	

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市火災予防条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号） ・消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について（令和5年5月31日付消防予第306号消防庁次長通知） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 蓄電池設備の規制について（第14条関係）</p> <p>対象となる蓄電池設備を、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くよう所要の改正を行う。</p> <p>2. 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離について（別表第3関係）</p> <p>対象火気設備等の離隔距離を定めている対象火気省令別表第1に、新たに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離が定められたため所要の改正を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「対象火気省令」という。）が改正されたことに伴い、国から示されている準則が改められたため、所要の改正を行うもの。 		
5 施行期日	令和6年1月1日	所管部課	消防局 予防課

奈良市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(変電設備)</p> <p>第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換</u> <u>気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(18) 略</p> <p>2 略</p> <p>(蓄電池設備)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 _____建築物等の部分との間に換 <u>気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(18) 略</p> <p>2 略</p> <p>(蓄電池設備)</p>

現行	改正案
<p>第14条 <u>屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p>	<p>第14条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p>
<p>2 略</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。 （喫煙、たき火等の制限）</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第12条の2第1項第4号の規定を準用する。 （喫煙、たき火等の制限）</p>
<p>第54条の2の3 文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条に規定する文化財をいう。以下同じ。）のある場所若しくはその周囲においては、<u>喫煙し</u>、若しくは<u>みだりにたき火その他の裸火を使用し</u>、又は当該場所若しくはその周囲に火災予防上危険な物品を持ち込んではない。</p>	<p>第54条の2の3 文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条に規定する文化財をいう。以下同じ。）のある場所若しくはその周囲においては、<u>みだりに喫煙し</u>、若しくは<u>たき火その他の裸火を使用し</u>、又は当該場所若しくはその周囲に火災予防上危険な物品を持ち込んではない。</p>
<p>2・3 略</p> <p>4 文化財のある場所の関係者は、当該場所若しくはその周囲で喫煙し、若しくは<u>みだりにたき火その他の裸火を使用し</u>、又は当該場所若し</p>	<p>2・3 略</p> <p>4 文化財のある場所の関係者は、当該場所若しくはその周囲で<u>みだりに喫煙し</u>、若しくは<u>たき火その他の裸火を使用し</u>、又は当該場所若し</p>

現行										改正案																																																																																																																									
<p>くはその周囲に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第56条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 蓄電池設備</p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>別表第3 (第3条—第5条、第8条、第9条、第9条の2、第19条—第22条関係)</p>										<p>くはその周囲に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第56条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 蓄電池設備 <u>(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</u></p> <p>(14)・(15) 略</p> <p>別表第3 (第3条—第5条、第8条、第9条、第9条の2、第19条—第22条関係)</p>																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4" rowspan="2">種類</th> <th colspan="6">離隔距離 (cm)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>入力</th> <th>上方</th> <th>側方</th> <th>前方</th> <th>後方</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厨房設備</td> <td rowspan="2">気体燃料</td> <td rowspan="2">不燃以外</td> <td rowspan="2">開放式</td> <td>組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ</td> <td>14kW以下</td> <td>100</td> <td>15注</td> <td>15</td> <td>15注</td> <td rowspan="2">注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。</td> </tr> <tr> <td>据置型レンジ</td> <td>21kW以下</td> <td>100</td> <td>15注</td> <td>15</td> <td>15注</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>組込型こんろ・グリル付こん</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										種類				離隔距離 (cm)						備考	入力	上方	側方	前方	後方		略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注					組込型こんろ・グリル付こん							<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4" rowspan="2">種類</th> <th colspan="6">離隔距離 (cm)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>入力</th> <th>上方</th> <th>側方</th> <th>前方</th> <th>後方</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厨房設備</td> <td rowspan="2">気体燃料</td> <td rowspan="2">不燃以外</td> <td rowspan="2">開放式</td> <td>組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ</td> <td>14kW以下</td> <td>100</td> <td>15注</td> <td>15</td> <td>15注</td> <td rowspan="2">注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。</td> </tr> <tr> <td>据置型レンジ</td> <td>21kW以下</td> <td>100</td> <td>15注</td> <td>15</td> <td>15注</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>組込型こんろ・グリル付こん</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										種類				離隔距離 (cm)						備考	入力	上方	側方	前方	後方		略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注					組込型こんろ・グリル付こん						
種類				離隔距離 (cm)										備考																																																																																																																					
				入力	上方	側方	前方	後方																																																																																																																											
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																									
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。																																																																																																																									
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注																																																																																																																										
				組込型こんろ・グリル付こん																																																																																																																															
種類				離隔距離 (cm)						備考																																																																																																																									
				入力	上方	側方	前方	後方																																																																																																																											
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																																									
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。																																																																																																																									
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注																																																																																																																										
				組込型こんろ・グリル付こん																																																																																																																															

現行										改正案																										
		不燃	開放式	ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0				不燃	開放式	ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0																
				据置型レンジ	21kW 以下	80	0	—	0						据置型レンジ	21kW 以下	80	0	—	0																
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略														
																							上記に分類さ れないもの	使用温度が800℃以 上のもの	—	250	200	300	200	上記に分類さ れないもの	使用温度が800℃以 上のもの	—	250	200	300	200
																								使用温度が300℃以 上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		使用温度が300℃以 上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
													固体 燃料	不燃 以外 のもの	木炭を燃 料とする 炭火焼き器	—	100	50	50	50																
													燃 料	不燃 のもの	木炭を燃 料とする 炭火焼き器	—	80	30	—	30																
備考 略										備考 略																										

※ 第12条の2第1項（各号列記以外の部分に限る。）の条文については、令和5年10月1日施行の条文（令和5年奈良市議会6月定例会提案の「奈良市火災予防条例の一部を改正する条例」による改正後の第12条の2第1項）を掲載しております。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 第2条の表から西大寺北幼稚園を削る。(第2条関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市幼保再編計画に基づき、西大寺北幼稚園を民間移管し、幼保連携型認定こども園へ移行するため。 		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	子ども未来部 子ども政策課

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行			改正案			
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			
種別	名称	位置	種別	名称	位置	
略	略	略	略	略	略	
幼稚園	略	略	幼稚園	略	略	
	奈良市立六条幼稚園	奈良市六条二丁目14番2号		奈良市立六条幼稚園	奈良市立六条幼稚園	奈良市六条二丁目14番2号
	奈良市立西大寺北幼稚園	奈良市西大寺赤田町一丁目6番2号				
	奈良市立伏見南幼稚園	略				

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部を改正する条例														
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 利用料金制を導入する。（第7条、別表関係）</p> <p>2. 利用料金制の導入に当たり、利用料金を新設し上限を定める。（別表関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 35%;">宿泊利用料金（1泊当たり）</th> <th style="width: 35%;">日帰り利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>3歳から18歳まで</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>19歳以上</td> <td>400</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市内に住所を有する者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定めるそれぞれの額に2を乗じて得た額を限度とする。</p>	区分	宿泊利用料金（1泊当たり）	日帰り利用料金		円	円	3歳から18歳まで	100	50	19歳以上	400	200
区分	宿泊利用料金（1泊当たり）	日帰り利用料金													
	円	円													
3歳から18歳まで	100	50													
19歳以上	400	200													
3 制定改廃の理由	<p>・黒髪山キャンプフィールドについて、提供するサービスの魅力や価値を高めることを目的として、利用料金制を導入するため、所要の規定の整備を行うもの。</p>														
5 施行期日	令和6年7月1日	所管部課	教育部 地域教育課												

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(指定管理者)</p> <p>第3条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるキャンプフィールドの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) キャンプフィールドの<u>使用承認及び使用制限</u>に関すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(開所日及び開所時間)</p> <p>第3条の3 キャンプフィールドの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開所日</p> <p>ア 4月1日から7月20日まで及び9月1日から11月30日までの土曜日、<u>日曜日及び</u> 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(<u>使用者の範囲</u>)</p> <p>第4条 キャンプフィールドを<u>使用</u>することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(<u>使用承認</u>)</p> <p>第5条 キャンプフィールドを<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、</p>	<p>(指定管理者)</p> <p>第3条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるキャンプフィールドの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) キャンプフィールドの<u>利用承認及び利用制限</u>に関すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(開所日及び開所時間)</p> <p>第3条の3 キャンプフィールドの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開所日</p> <p>ア 4月1日から7月20日まで及び9月1日から11月30日までの土曜日、<u>日曜日並びに</u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(<u>利用者の範囲</u>)</p> <p>第4条 キャンプフィールドを<u>利用</u>することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(<u>利用の承認</u>)</p> <p>第5条 キャンプフィールドを<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、</p>

現行	改正案
<p>また、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>使用</u>の不承認)</p> <p>第6条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、<u>使用</u>の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営利又は宣伝を目的として<u>使用</u>するとき。</p> <p>(3) 施設等を<u>き損</u>し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(<u>使用承認</u>の取消し等)</p>	<p>また、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>利用</u>の不承認)</p> <p>第6条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用</u>の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営利又は宣伝を目的として<u>利用</u>するとき。</p> <p>(3) 施設等を<u>毀損</u>し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(<u>利用料金</u>)</p> <p>第7条 <u>キャンプフィールドの利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)</u>は、<u>キャンプフィールドの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>を支払わなければならない。</p> <p>2 <u>利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、市長の承認を得て利用料金の額を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p>(<u>利用料金の減免</u>)</p> <p>第8条 指定管理者は、市長が別に定める理由があると認めるときは、<u>利用料金を減免することができる。</u></p> <p>(<u>利用料金の還付</u>)</p> <p>第9条 <u>既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別な事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(<u>利用承認</u>の取消し等)</p>

現行	改正案													
<p>第7条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、その<u>使用</u>の承認を取り消し、<u>使用</u>を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 承認を受けた<u>使用目的以外に使用</u>したとき。</p> <p>(4) <u>前条各号</u>のいずれかに該当することになったとき。</p> <p>2 前項の規定により<u>使用</u>の承認の取消し等を受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。</p> <p>(原状回復義務)</p>	<p>第10条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、その<u>利用</u>の承認を取り消し、<u>利用</u>を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 承認を受けた<u>利用目的以外に利用</u>したとき。</p> <p>(4) <u>第6条各号</u>のいずれかに該当することになったとき。</p> <p>2 前項の規定により<u>利用</u>の承認の取消し等を受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。</p> <p>(原状回復義務)</p>													
<p>第8条 <u>キャンプフィールドの使用の承認を受けた者</u>（以下「<u>使用者</u>」という。）は、<u>キャンプフィールドの使用</u>を終了したとき、又は前条第1項の規定により<u>使用の承認</u>を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p>	<p>第11条 <u>利用者</u></p> <p>_____は、<u>キャンプフィールドの利用</u>を終了したとき、又は前条第1項の規定により<u>利用の承認</u>を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p>													
<p>第9条 <u>使用者</u>は、<u>施設等をき損し</u>、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれらを原状に回復しなければならない。</p> <p>(<u>使用権</u>の譲渡等の禁止)</p>	<p>第12条 <u>利用者</u>は、<u>施設等を毀損し</u>、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれらを原状に回復しなければならない。</p> <p>(<u>利用権</u>の譲渡等の禁止)</p>													
<p>第10条 <u>使用者</u>は、<u>キャンプフィールドを使用する権利</u>を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(委任)</p>	<p>第13条 <u>利用者</u>は、<u>キャンプフィールドを利用する権利</u>を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(委任)</p>													
<p>第11条 略</p>	<p>第14条 略</p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 1278 2074 1468"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">宿泊利用料金(1泊当たり)</th> <th rowspan="2">日帰り利用料金</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳から18歳まで</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">100</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊利用料金(1泊当たり)		日帰り利用料金			3歳から18歳まで	円		円	100		50
区分	宿泊利用料金(1泊当たり)		日帰り利用料金											
3歳から18歳まで	円		円											
	100		50											

現行	改正案		
	<u>19歳以上</u>	<u>400</u>	<u>200</u>
	<u>備考</u> <u>市内に住所を有する者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、</u> <u>この表に定めるそれぞれの額に2を乗じて得た額を限度とする。</u>		